

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年3月2日)

[件名]

- 1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る
パブリックコメントの実施結果について
(危機管理政策課) … 2
- 2 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について
(第73報)
(原子力安全対策課) … 3
- 3 島根原子力発電所1号機廃止措置の実施状況等について（第6報）
(原子力安全対策課) … 6
- 4 島根原子力発電所内建物の巡視業務の未実施事案の現地確認結果について
(原子力安全対策課) … 7
- 5 人形峠環境技術センターの廃止措置計画に関する原子力安全顧問会議
意見について
(原子力安全対策課) … 8
- 6 人形峠環境技術センターの火災に係る現地確認結果について
(原子力安全対策課) … 9
- 7 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画
（島根原子力発電所事故対応）の修正案に対する意見募集結果について
(原子力安全対策課) … 10
- 8 令和3年版鳥取県原子力防災ハンドブックの全戸配布について
(原子力安全対策課) … 19
- 9 令和2年度鳥取県原子力安全顧問会議の開催結果について
(原子力安全対策課) … 20
- 10 令和2年中の火災発生状況及び救急救助活動状況について
(消防防災課) … 21

危機管理局

**鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る
パブリックコメントの実施結果について**

令和3年3月2日
危機管理政策課

本年度は、コロナ禍での避難や避難所での対応、浸水のおそれのある要配慮者利用施設の避難確保計画の実効性の確保のための緊急点検の実施、12月の大雪災害では、倒木等による停電や孤立集落も発生したことからその解消を最優先とした関係機関の連携など対応してきたところですが、さらなる対策の充実強化を図っていく必要があることから、鳥取県地域防災計画の修正案を取りまとめパブリックコメントを実施しました。実施結果は次のとおりです。

1 意見募集期間 令和3年2月1日（月）から2月14日（日）まで

2 意見総数（応募者数） 2件（2名）

3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
その他	あるべき姿を明確に提示した後の取り組みについて、具体的にどの機関がどう行動するのかが分かりません。いつまでに、誰が何をして目標に達したのか評価をして前に進める必要があると思います。 防災について、特に避難場所に運営に女性を意思決定の場に入れるよう防災計画に記入をしてもらい感謝をしていますが、次のステップとして、人材育成、広報等取り組みをお願いしたい。	実施する内容によって、既に取り組んでいるものや今後取り組んでいくものがあるのが、各実施主体が進捗を確認しながら対応に漏れがないよう取組んでいきたい。それぞれの進捗状況については、各実施主体において、公表可能なものについては、ホームページ公開等で対応に努めていきたい。 また、人材育成や広報などについては、現在もあらゆる機会を通じて取組んでいるところであり、引き続き地域防災力の充実強化に向け取り組んでいきたい。
	よくできていると思うので、ぜひ実行してください。	今後も新たな知見等を踏まえ、より県民の皆様が安全・安心して暮らしていくことができるよう、適宜、計画を充実させるとともに、地域の取組、防災訓練や意識啓発活動等を通じ、県民、事業者、市町村、県及び国の機関が各々の役割を果たし、連携して県全体で自助・共助・公助による総合的な防災力を高めていくよう努めていく。

4 今後の予定

地域防災計画の修正案については、3月下旬に開催する県防災会議において審議される予定です。

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第73報）

令和3年3月2日

原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等は次のとおりです。

1 島根原子力発電所2号機に係る審査会合

回数(開催日)	議題	主な説明内容及び審査状況
176回目 (1月19日)	【設計基準事故対策】 (火山)	○ 審査会合での指摘に回答。排気中の放射性物質濃度を監視している排気筒モニタが火山灰の堆積荷重で壊れないように補強工事を行うと説明した。 ○ 審査終了。
177回目 (1月28日)	【津波】 (耐津波設計方針)	○ 審査会合での指摘に回答。津波により漂流して防波壁に衝突する可能性のある漁船について、総トン数19トンのイカ釣り漁船も対象にするよう見直すと説明した。 ○ 地震で地盤が傾いても防波壁には影響がないことを示すよう求められ、審査継続。
178回目 (1月29日)	【地震・津波関係】 (地盤・斜面の安定性)	○ 審査会合での指摘に回答。発電所の地盤や斜面の安定性評価においては、液状化が発生することを前提とした評価に見直すと説明した。 ○ 審査終了。
179回目 (2月18日)	【重大事故対策】 (重大事故対応に必要な技術的能力)	○ 審査会合での指摘に回答。重大事故収束作業のためのアクセスルートは、地震による影響を受けないことを説明した。 ○ 審査終了。
	【津波】 (耐津波設計方針)	○ 審査会合での指摘に回答。地震で防波壁の下の地盤が傾いても、防波壁に影響がないことを説明した。 ○ 審査終了。

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数(開催日)	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

※特定重大事故等対処施設は、本体の設計及び工事の計画の認可日から5年以内に完成することが必要

鳥根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況（ゴシック:審査済）

主要な審査項目		審査状況	主な審査結果等
審査の申請概要、主要な論点、審査会合の進め方		審査中	審査会合で用いる説明資料の提出時期を説明した。
地震	敷地及び敷地周辺の地下構造	済	地下構造モデルは増幅の大きい3号機地盤の値を採用した。
	震源を特定して策定する地震動	済	宍道断層（約39km）と敷地前面海域の断層（約48km）を検討用地震として採用した。
	震源を特定せず策定する地震動	済	鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とした。
	基準地震動	済	820ガルとした。
	耐震設計方針	済	地震で建屋や機器が壊れないことを確認した。
	敷地の地質・地質構造	済	敷地内に破砕帯や活断層がなく、少なくとも後期更新世（約12～13万年前）以降の活動性は認められない。
	地盤・斜面の安定性	済	地震により地盤や斜面が崩れることはない。
津波	基準津波	済	津波高さ11.6mとした。
	耐津波設計方針	済	地震や津波に対して防波壁は壊れないように、中詰材の改良や漂流物（漁船）の衝突対策を防波壁に施す。
重大事故対策	確率論的リスク評価（PRA）	済	重大事故対策がない状態を仮定して、事故シーケンスグループごとに重大事故へ至る確率を評価した。
	事故シーケンスの選定	済	PRA等の結果を踏まえて、それぞれの事故シーケンスグループごとに、最も厳しい事故シーケンスを選定した。
	有効性評価	済	選定された最も厳しい事故シーケンスに対して、有効な炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策を備えている。
	解析コード	済	重大事故対策の有効性評価に使う計算プログラム（解析コード）は5つである。
	原子炉制御室	済	重大事故時に制御室でとどまる運転員の被ばく低減のために、空調の運転モードを切り替えることや待避室を設置する。
	緊急時対策所	済	重大事故収束の活動拠点となる耐震構造の緊急時対策所は、標高50mの高台に設置され、電源、通信機器、被ばく低減設備等を有する。
	フィルタ付ベント設備	済	格納容器の過圧破損を防ぐために、フィルタ付ベント設備を設置する。
	水素爆発防止対策	済	触媒式水素処理装置や水素濃度計の配備により水素爆発を防止する。
	有毒ガス防護（追加審査項目）	済	中央制御室や緊急時対策所の事故対策要員に影響するような有毒ガス発生源が発電所内にないことを確認した。
	重大事故対応に必要な技術的能力	済	大規模損壊対応は、非公開の審査会合で確認された。重大事故収束作業のための可搬型設備の保管場所と運搬ルートは、地震や津波の影響を受けないところに設定されている。
残留熱代替除去系（追加審査項目）	済	格納容器の圧力と温度を下げるために残留熱代替除去系を設置する。	

設計 基準 事故 対策	内部漏水	済	地震による配管破断や津波による浸水等によって建物内部で漏水が発生しても、安全上の機能が損なわれないように、堰や水密扉、防水壁等の対策をする。
	火災	済	建物内での火災を想定し、耐火壁による延焼防止、火災感知器や自動消火器の設置によって対策をする。 想定しうる森林火災や航空機落下による火災については、原子炉施設までの離隔距離が確保されているため影響がない。
	竜巻（影響評価・対策）	済	竜巻の最大風速を 92m/s とし、竜巻による飛来物から施設を防護する対策（固縛、竜巻防護ネット等）をする。
	火山（影響評価・対策）	済	発電所で想定する火山灰層厚を 56 cm と設定。発電所の各施設は火山灰の影響を受けない。
	外部事象	済	外部事象として選定した風、積雪、地すべり、土石流、航空機落下等による影響を受けないように機器を設計している。
	静的機器の単一故障	済	多重性又や独立性が確保され、単一故障による機能喪失がないように機器を設計している。
	保安電源設備	済	2本の外部送電線を独立して敷設している。 非常用発電機は多重化と7日間の燃料確保を図っている。
	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路	済	可搬型照明を用意して誤動作の防止を図り、安全避難通路にも照明を用意している。安全保護回路には不正アクセス対策をしている。
	原子炉冷却材圧力バウンダリ	済	隔離弁は十分な裕度をもって設計されており、追加対策をせずとも圧力バウンダリとして支障がない。
	通信連絡設備	済	発電所内及び発電所外との通信連絡設備については多様性を確保し、外部電源が喪失しても通信できる設計になっている。
	監視測定設備	済	可搬型モニタリングポストの代替設置位置や外部電源が喪失しても計測を継続できる設計になっている。
	共用設備	済	他号機と共用している施設については、共用が安全性向上に寄与する設計になっている。
	人の不法な侵入防止	済	柵による区域管理、カメラ等の監視設備、不正アクセス行為への対応等を行っている。
	全交流動力電源喪失対策設備	済	原子炉の停止や冷却に十分な容量の直流電源設備を有している。
	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	済	燃料プールに温度計を追加することや外部電源が喪失しても水位や温度の計測を継続できる設計になっている。
放射性廃棄物の処理施設	済	低レベル放射性廃棄物のドラム缶詰時に使用する固化材をプラスチックから燃えないセメントに変更する。	
その他	原子力事業者の技術的能力	済	役割分担が明確化された組織が構築されて教育訓練が行われ、運転及び保守を適確に遂行できるようになっている。
	品質管理に必要な体制の整備	済	設計に係る品質管理の実績及びその後の工事等に係る品質管理の方法等を記載した説明書を提出した。

〔年度別審査会合数〕 H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回、H30:12回、R1:49回、R2:28回（2回の非公開審査会合を含む）

島根原子力発電所 1号機廃止措置の実施状況等について（第6報）

令和3年3月2日
原子力安全対策課

中国電力は、平成29年7月28日に島根原子力発電所1号機の廃止措置作業に着手し、現在、解体工事準備期間（廃止措置の第1段階、2021年度まで）として、解体工事に向けた汚染状況の調査、汚染の除去、新燃料の搬出及び放射線管理区域外の設備の解体撤去が進められています。

この度、1号機の主変圧器の解体撤去作業の実施状況を現地で確認しました。

＜解体撤去作業の確認＞

- 1 日時：1月26日（火）午前9時30分～午前11時
- 2 解体設備（主変圧器）
 - ・主変圧器は、発電機で作った電気を送電するために電圧（18kV→220kV）を上げる設備。
 - ・主変圧器の大きさは（縦）約9m、（横）約8m、（高さ）約9mで、中に6個のコイル（銅線をらせん状に巻いたもの）が入っている。



（主変圧器の吊り下げ）

- 3 確認した内容
 - ・撤去作業は令和2年11月2日から着手しており、これまでに主変圧器の付帯設備や所内変圧器の撤去が行われ、1月26日は主変圧器の中にあるコイルの撤去作業を確認。
 - ・大型クレーン車で主変圧器の中にあるコイル（直径約1.8m、高さ2.4m）を慎重につり上げて取り出し、解体（切断）するための仮設エリアに移動させるところを確認。コイルは放射性廃棄物ではないので、中国電力はコイルの切断後、有価物として処分する予定。
 - ・3月末で主変圧器の解体撤去は完了する予定。今後の撤去機器については検討中。

【参考】

- 1 島根1号機廃止措置の概要

平成27年度に認可された廃止措置計画に基づき、2045年までの約30年を4つの段階に区分し、島根1号機のすべての施設・設備を解体撤去していきます。
- 2 廃止措置の第1段階の作業進捗状況

項目	主な作業	期間
燃料搬出及び譲渡し	・新燃料の除染、搬出	H30.9.7に新燃料の搬出完了
汚染状況の調査	・原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価	H29.8.9～実施中
	・管理区域内建物、機器の表面汚染調査及び評価	H29.7.28～実施中
汚染の除去	・除染範囲選定及び方法の検討 ・系統除染工事	H29.8.28～実施中 R2.11.16～R2.11.30
管理区域外の設備・機器の解体撤去	・解体機器選定及び方法の検討	H29.8.9～実施中
	・管理区域外設備解体撤去工事 （窒素ガス制御設備） （中央制御室制御盤（一部）） （主変圧器・所内変圧器）	H30.12.3～実施中 （H30.12.3～H30.12.28） （R1.5.27～R2.7.31） （R2.11.2～実施中）

島根原子力発電所内建物の巡視業務の未実施事案の現地確認結果について

令和3年3月2日

原子力安全対策課

令和2年2月19日に中国電力が公表した島根原子力発電所の放射線管理区域内の巡視業務を協力会社が適切に実施していなかった事案について、同年8月31日に中国電力が取りまとめた再発防止対策が令和3年1月末をもって実施されたことを受け、安全協定*に基づく3回目の現地確認を米子市、境港市と合同で実施しました。（島根県・松江市の立入調査と併せて実施。）

※島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条（抜粋）
甲（鳥取県）、乙（米子市）及び丙（境港市）は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁（中国電力）に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができる。

1 現地確認結果概要

- (1) 日時・場所 2月22日（月）8時30分～15時45分 島根原子力発電所
(2) 確認者 鳥取県（原子力安全対策課、西部総合事務所職員）3名、米子市1名、境港市1名
(3) 対応者 中国電力株式会社 岩崎晃 島根原子力発電所長 ほか
(4) 確認結果

中国電力が取りまとめた再発防止対策の実施状況について、現地における関係者への聞き取り、書類及び記録により確認を行った。

①サイトバンカ建物の巡視業務の未実施

- アクションプランの実施状況（社内規定の改正、改善後の巡視の実施状況、教育の実施状況等）について説明を受け、書類及び記録により確認を行った。
- 各実施内容に対する有効性評価について記録等をもとに確認を行うとともに、今後の取組について確認を行った。
- 原子力規制検査等で原子力規制事務所が確認を行った事項について説明を受け、確認を行った。

区分	アクションプラン項目
直接的な原因に対する再発防止対策	業務管理の仕組みの改善、業務運営の改善、意識面の改善
根本的な原因に対する再発防止対策	保安教育への関与の強化、委託業務に対する関与の強化、協力会社とのコミュニケーションの改善、「常に問いかける姿勢」の意識の向上、コンプライアンスおよび原子力安全文化醸成に関する関与の強化、管理者によるマネジメントの改善
本事案の調査で確認された事項等の改善活動（付帯する是正措置等）	巡視業務の管理体制の改善、「常に問いかける姿勢」の意識の浸透、現場に即した活動となる仕組みの構築、確実な水平展開の実施

②固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備

- 再発防止対策の実施状況（社内規定の改正及び運用状況等）について説明を受け、確認を行った。
- 原子力規制検査等で原子力規制事務所が確認を行った事項について説明を受け、確認を行った。

2 今後の対応

今回の現地確認結果は1カ月以内を目途に概要をとりまとめ、公表する。今後も必要に応じて再発防止対策の実施状況について確認を行っていく。

【参考】事案概要

- 1 サイトバンカ建物の巡視業務の未実施【保安規定違反（監視）】
 - ・業務委託先の協力会社社員が、巡視すべきサイトバンカ建物に実際には入域していないにも関わらず、巡視したと虚偽報告したもの。（令和2年2月16日発生）
 - ・事案発生後の中国電力の調査の結果、記録が現存する2002年度以降の同建物巡視業務において、巡視を実施していない日数が延べ32日間（土日・休日、巡視員数8人）であることが判明した。
- 2 固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備【保安規定違反（監視）】
 - ・島根原発の保安規定第13条に「毎日1回以上、巡視すること」が定められているが、固体廃棄物貯蔵所の内部について、巡視によらず、保安規定で定めた方法と違う中央制御室からの監視カメラによる確認としていることが判明した。

人形峠環境技術センターの廃止措置計画に関する原子力安全顧問会議意見について

令和3年3月2日
原子力安全対策課

鳥取県原子力安全顧問会議において、1月20日に国の認可を受けた人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画（事業の廃止）について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から認可内容について説明を受け、顧問会議の意見がとりまとめられました。

1 原子力安全顧問会議（持ち回り）

人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画に関して審議が行われました。

- (1) 議題説明 2月8日（月）午後3時30分～午後4時（機構よりテレビ会議で説明）
- (2) 説明内容 人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画
- (3) 出席顧問 9名（占部顧問、遠藤顧問、片岡顧問、望月顧問、吉橋顧問、佐々木顧問、西田顧問、河野顧問、神谷顧問）
※説明終了後、全顧問に個別に持ち回り（メール）で意見照会。

(4) 審議結果

- 国による廃止措置計画の審査が適正に行われたことを技術的に確認し、廃止措置計画の全体計画及び第1段階※について、国の認可を受けた内容に基づき安全に行われるものと評価する。
〔※廃止措置は2段階で実施し、第1段階は機能を維持する設備を除く運転を終了した設備の解体期間、第2段階は機能を維持する設備の解体期間である。〕
- 廃止措置計画の実施における安全性向上に継続的に取り組んでいただくことを目的として、以下のとおり意見を提出する。

〔原子力安全顧問会議の意見の概要〕

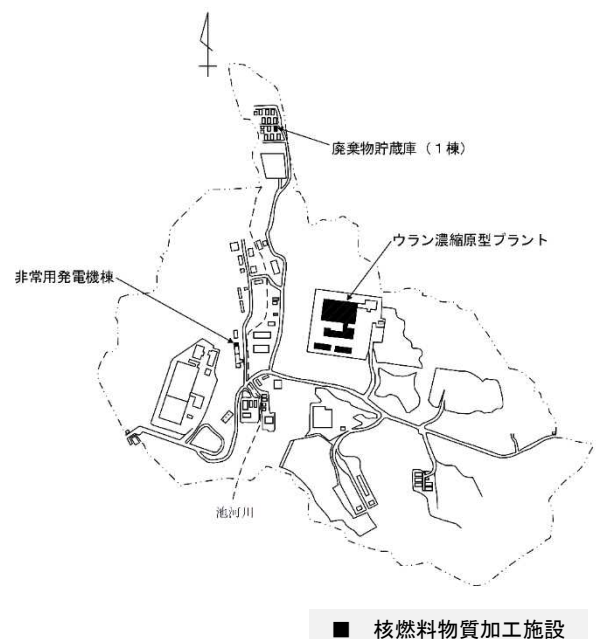
- ①今後の変更認可申請については、改めて安全性の確認が必要であること
- ②廃止措置の実施に際しては、周辺環境に影響が及ぶことのないよう、安全かつ遺漏なく実施するとともに、異常があった場合には速やかに自治体への連絡と公表を行うこと
- ③貯蔵している核燃料物質（六ふっ化ウラン）は、譲渡しが完了するまで適切に管理すること
- ④放射性固体廃棄物は、廃止措置終了までに原子力事業者への廃棄を確実にすること
- ⑤住民の安全・安心の確保を第一義に、住民及び自治体への丁寧な説明に努めること

2 今後の対応

これまで県でも廃止措置計画の安全性を確認してきたが、2月15日に県に対して顧問会議意見が提出されたことから、県民の健康を保護し生活環境の保全を確保するため、三朝町の意見を聴き、機構に今回認可された廃止措置計画に対する県の意見を提出します。

〔参考〕廃止措置計画の概要

- ①廃止措置対象となる加工施設はウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟とする。
- ②廃止措置は2段階で実施し、約20年間（2040年度まで）で廃止措置の完了を目指す。
- ③廃止措置の終了は管理区域の解除までとし、建物は解体せず活用することを検討する。
- ④核燃料物質（六ふっ化ウラン）は、条件に合致した譲渡先を速やかに決定することに努め（2028年度末までに決定）、譲渡しに係る計画の詳細が確定次第、変更認可申請を行う。また、廃止措置終了までに全量を譲り渡す。
- ⑤核燃料物質の譲渡し、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものの廃棄等に係る計画は、詳細が決定次第、廃止措置計画の変更認可申請を行う。
- ⑥施設解体費用の見積額は約55億円とする。



人形峠環境技術センターの火災に係る現地確認結果について

令和3年3月2日
原子力安全対策課

令和2年11月9日に発生した人形峠環境技術センターの総合管理棟1階操作室（放射線の非管理区域）におけるエアコン工事中の火災（建物ぼや火災）について、同年12月23日に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から再発防止対策の報告がありました。再発防止対策の実施状況について、2月24日、環境保全協定※に基づく2回目の現地確認を鳥取県及び三朝町が合同で実施しました。

〔※ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定（抜粋）〕
第10条 甲（鳥取県）又は乙（三朝町）は、この協定の施行に必要な限度において、丙（機構）に報告を求め、又はその職員にセンターの現地確認をさせることができるものとする。

1 再発防止対策の概要

県は、令和2年12月23日に再発防止対策について機構から報告を受けました。

(1) 原因の特定と是正措置

	原因	是正措置
直接的 原因	①作業手順書では事前に分電盤が停電したことを確認して作業を行わせることになっていたが、具体的な確認手順が明確でなかった。また、作業担当者が電気の遮断を確認しないまま作業の開始を許可した。	①具体的な停電時の確認手順を明確にするよう作業手順書を見直す。また、見直した作業手順書を共有する。
	②安全作業基準で検電器具の使用が定められていたが、テスターを使用した。また、テストピンの先端部が長い場合は保護カバーを取り付けることが定められていたが、取り付けていなかった。	②検電器具を使用するよう作業手順書を見直す。また、安全作業基準で定められている注意事項を作業手順書に盛り込み、共有する。
間接的 原因	①エアコンの設置作業は2日間の計画であったが、作業手順書は1日で終了する内容となっており、2日目の電源確認手順が記載されていなかった。	①作業を再開する際の停電措置の方法について作業手順書に具体的に定める。
	②2日目の作業が作業計画書に沿って実施できない状況であるにもかかわらず、作業計画書の見直しを行わず作業を開始した。	②作業計画書に変更が生じた場合は作業を中断し、見直しを行って作業することを計画書に定める。

(2) 未然防止措置及び水平展開

- ①作業手順書作成に必要な関連文書のチェックリストを整備し、安全作業基準に反映する。
- ②請負業者の教育資料に今回の事案を盛り込み、情報共有を図る。
- ③当該事象の原因と対策を機構内に周知し、水平展開を図る。

2 現地確認結果概要

- (1) 日時・場所 2月24日（水）13時～14時 人形峠環境技術センター
- (2) 確認者 鳥取県（原子力安全対策課）2名、三朝町1名
- (3) 対応者 人形峠環境技術センター 伊東康久 安全管理課長 他
- (4) 確認結果

- 直接的・間接的原因に関する是正措置の対応状況について説明を受け、書類及び記録により確認を行った。
- 見直した規定に関する請負業者への教育について説明を受け、書類及び記録により確認を行った。
- 当該事象に関する機構内への周知及び水平展開について説明を受け、書類及び記録により確認を行った。

3 今後の対応

今回の現地確認結果は1カ月を目途に概要をとりまとめ、公表する。今後も再発防止に向けて注視していく。

〔参考〕事象概要

- (1) 発生日時 令和2年11月9日（月）9時7分頃
- (2) 発生場所 人形峠環境技術センター 総合管理棟1階操作室（放射線の非管理区域）
- (3) 事故分類 火災（建物ぼや火災）
- (4) 環境への影響 周辺環境への影響なし、従業員、請負業者の被ばく・負傷等なし

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に対する意見募集結果について

令和3年3月2日
原子力安全対策課

昨年10月に実施した原子力防災訓練等より得られた教訓、国のガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症流行下における原子力防災対策を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案について、鳥取県原子力安全顧問への意見聴取と県民へのパブリックコメントを実施したところ、合計45件の意見等がありました。

- 1 意見募集の期間 令和3年2月8日（月）から2月21日（日）まで
- 2 意見総数 45件（原子力安全顧問からの意見12件、住民からの意見33件）
- 3 原子力安全顧問からの意見及び応募のあった意見等の内容とそれに対する県の考え方
 - (1) 原子力安全顧問からの意見

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
1	<p>（車両検査） 車両検査がどの程度効率的に行われるのか、それが渋滞を引き起こす要因にならないかが気になる。 検査時間がかかればかかるほど、被ばくが増えてしまう。実際に運用するときはこのことを念頭に置いておいた方がよい。</p>	<p>【計画に記載】（地域防 P40, 81、避難計画 P32, 45） 車両検査の避難経路上での先行実施について記載 （考え方） 円滑な避難に資する方法について継続的に検討していきたいと思います。 今回は、避難退域時検査会場での停滞を避けるため、車両検査を、人検査会場と切り離して、避難経路上（山陰道 P Aにて実施）で先行的に行うことで、検査会場（人検査含む）での停滞に効果がある可能性を確認しました。また、県ではUPZから早期に離れることと被ばくを避ける観点から、現在の検査会場予定地は、原発から50km以遠の場所を計画していますが、上記の車両検査先行実施場所も同様な考えにより、予め具体的な候補地の検討をしていきたいと思います。</p>
2	<p>（避難経路） 避難環境が、不測の事態で十分機能しない可能性はある。 地震などで局所的に予め設定していた避難経路が使えない場合、どうやって正確な情報を得るのか、そして臨機応変に判断し、意思決定ができるか気になる。</p>	<p>【計画に記載】（地域防 P87、避難計画 P15） 不測の事態における対策や交通状況、道路の被害状況の把握にかかる体制・方法について記載 （考え方） 降雪時の対応について、本県で発生した昨年末の大雪対応でも、電力等インフラ関係者との連携やそこからの情報把握が重要であると認識したところです。自然災害に係る上記部分は、地域防災計画（共通編）に今回反映し、原子力防災においても同様に関係者と連携し対応していきたいと思います。 道路の局所的な被害情報については、今般整備中の道路カメラ等を活用し、別途定めている情報計画に基づき、能動的に情報を集めていきたいと思います。</p>
3	<p>（避難先の確保） 避難先の追加確保について、原子力災害だけに限らず、自然災害も含めて各自治体が避難所を相互に提供し合うような取組をもう少し進めてもいいのではないかと思います。</p>	<p>【計画に記載】（地域防 P34） 事前に定めた避難先が利用できなくなった場合に備え、県内に加え、広域避難に係る応援協定に基づき、県外においても避難先を追加確保するよう努めることについて記載</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
4	<p>(新型コロナウイルス感染症対策) 健康確認書の位置付けを確認したい。 「健康確認書」の説明の仕方に気をつけないと、この言葉が原因で変な誤解や混乱を招くと思われる。</p>	<p>【計画に記載】(地域防 P101、避難計画 P32) 健康確認書(検温、健康状態の確認結果を記載)、と確認書に記載する事項を明記します。 (考え方) 「健康確認書」は、新型コロナウイルス感染者を特定するためのものではなく、あくまで感染している恐れのある方を見つけて区分しようとする一つの手段として、当書に記載する事項を明記して誤解を招かないようにします。</p>
5	<p>(文言の適正化) 避難中は窓の開閉等換気を行わないことを基本とする、とあるが、避難と言うと、避難先へ移動中のことを指すのか、避難先に滞在中のことも含めて指すのか文脈によって分かりづらい場合がある。必要に応じて言葉を補足した方がよい。</p>	<p>【御意見に対して】 換気は、避難元から避難先に至り避難所内での対応まで関係する事項であり、計画の項立てにより、各箇所での対応が分かるよう記載しました。</p>
6	<p>(新型コロナウイルス感染症対策・複合リスク)</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数のリスクに対応する場合、全てをゼロリスクにすることは不可能であることは十分認識しておく必要がある。 原子力災害と新型コロナウイルス感染症のどちらの対策を優先するか等どういうときにはどちらを優先するかとは、予め考えておいた方がよい。 新型コロナウイルスに高齢者が感染してしまうと、重症化し、致死率が高いことを考えると、基本的には感染症対策を優先すべきという部分もある。 放射線と新型コロナウイルスのリスクにどの対応するかは、モニタリング情報等に基づき、どの程度のリスクがあるのかという情報を参考にしながら判断することも考え方の一つかと思う。 	<p>【計画に記載】(地域防 P101、避難計画 P31) 複合災害時の基本的な考え方として、地域防災計画 第5章の2. 基本的考え方に、「人命の安全確保を最優先とし、感染症対策と放射線防護を判断する。この際、感染症の重症化に留意する。」を追記しました。 (考え方) 新型コロナウイルス等の感染症下における避難は、原子力災害時の防護措置と共通するところがありますが、人命にかかわる事態ですので、新たに新章を設け、的確に対処することとしています。</p>
7	<p>(新型コロナウイルス感染症対策) 換気の考え方として、全面緊急事態以降は、放射性物質が環境中に放出されているので安全なところまでは換気をしない、全面緊急事態以前の避難では環境中に放出されていないので、基本的には感染症対策の方が優先されるべきである。計画でも、内閣府が出しているガイドラインの記載を参考にこの部分は明確にしておいた方がよい。</p>	<p>【計画に記載】(地域防 P101) 地域防災計画 第5章の2. 基本的考え方に、<u>全面緊急事態に至った後は、放射性物質による被ばくを避けるため、放射性物質の放出に関する情報が得られない場合においても換気を行わないことを基本とする、との記載に改めました。</u></p>
8	<p>(新型コロナウイルス感染症対策) 感染症対策には、マスク、消毒薬等を相当量準備する必要がある。</p>	<p>【計画に記載】(地域防 P103) 必要なもの及び数量については、今後具体的に検討していきます。 (考え方) 感染症対策資機材については、今般感染症対策に係る市場供給量を参考にし、発災時調達が困難になるものについては、適切に備蓄するよう一般防災分野と連携していきたいと思えます。</p>
9	<p>(新型コロナウイルス感染症対策) マスクをつける、密を避ける、といった行為基準や、机の前に衝立を設置する、換気をするときは除染をするといった施設基準は、一つの視点からきちんと整理しておく必要がある。</p>	<p>【計画に記載】(地域防 P102) 地域防災計画 第5章の第3節感染症流行下における体制の整備に、 「マスクの着用、手指洗浄(消毒)等の行為や消毒液、間仕切りの設置等について、共通となる基準をもって、現場で混乱の生じないよう留意するものとする。」</p>
10	<p>(新型コロナウイルス感染症対策) 避難所のお手洗い等、多くの方が出入りする共用場所での感染症対策に留意が必要である。</p>	<p>さらに、不特定多数の者が触れる共用部分には、消毒液等を適切に配置するものとする。」を追記しました。</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
11	(新型コロナウイルス感染症対策) 避難所運営に関する感染症対策はある程度考えられていると思うので、原子力災害と自然災害時の避難所運営で整合性が取れている必要がある。	【計画に記載】(地域防P101、避難計画P31) 感染症にかかる第5章の2. 基本的考え方に、「避難所における感染症防止対策は、基本的に自然災害の場合と原子力災害の場合とで異なることなく、関係機関とともに連携して取り組むものとする。」を追記しました。
12	(訓練) 訓練参加車両を多くすることで、大規模な流動がどうなるかの検証を行ったり、避難行動について住民へ周知するなどの取組みも検討されたい。	【御意見に対して】 より実際に近い形と、住民への周知効果を追求した形での訓練企画を引き続き検討していきたいと思えます。 一方で、あまりに多くの車両の参加は、現実的に困難な面もあるので、避難時間推計の手法等も用いて検証を進めています。

(2) 県民からの意見

ア 両計画共通に対する意見等

No.	意見等の内容	計画、意見等に対する県の考え方等
1	(新型コロナウイルス感染症対策) 被ばくを避けるために屋内退避と感染症対策の換気と矛盾した対応が求められている。県民、市民の命・健康を守るために今回の記述では具体性がないと思う。もっとわかりやすく具体的な説明が必要と思えます。	(考え方) 新型コロナウイルス感染症流行下における避難について、防護措置と感染症対策を双方のリスクを鑑み、可能な限り両立させ、県民の命・健康を守ることを最優先として防護措置を行うこととしています。 具体的には全面緊急事態に至った後は、放射性物質による被ばくを避けるため、放射性物質の放出に関する情報が得られない場合においても換気を行わないことを原則としつつ、国又は県、市から換気の指示等があった場合には30分に1回程度の換気を行う、一時集結所や、避難退域時検査会場では検温等の健康確認を行い、感染の疑いがある者とそれ以外の者を分離する等国ガイドラインを踏まえ、新型コロナウイルス感染症流行下の避難について計画修正を行っています。 今後も計画修正にあたって、住民の方に分かりやすい記載となるようにしていきます。
2	(安定ヨウ素剤) 事前配布をするにあたり、条件をなくし誰でも配布を受けられるように案内も変更したほうが良いと思えます。記載されている条件と合わないからもらえないと思ひ、事前配布は受けられないと思ってしまうことになります。	(考え方) 県と米子市及び境港市では、平成30年度からUPZ圏内に居住する住民のうち、原子力災害発生時に一時集結所で速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難で、希望される方に対して毎年事前配布説明会を開催して配布するとともに、新たに令和2年度から米子保健所において個別に事前配布を実施しています。(毎月第2・第4火曜日、予約制) 現在のところ、国のガイドライン等に鑑み、条件自体をなくすことは考えておりませんが、両市と協議の上、案内の記載方法の工夫等を検討し、必要性の高い方が積極的に事前配布を受けられるよう更なる周知を図っていきます。
3	(安定ヨウ素剤) ドライブスルー方式での安定ヨウ素剤配布では渋滞することが考えられ、被ばくをすることになる。ドライブスルーということではなく、事前配布の方が実効性がある。	(考え方) 緊急配布におけるドライブスルー方式については、今年度の原子力防災訓練の教訓を基に、避難退域時検査会場での実施などを含め、避難状況等に応じてドライブスルー方式での配布の検討を行うことを記載したものです。
4	(安定ヨウ素剤) 安定ヨウ素剤緊急配布体制の強化について、避難の円滑化と感染症対策を考えるのであれば、安定ヨウ素剤の事前配布率をできる	事前配布については、必要性の高い方が積極的に事前配布を受けられるよう、今後も市と連携し、更なる周知を図っていきます。

No.	意見等の内容	計画、意見等に対する県の考え方等
	かぎり高めていくことが必要となると考えられる。	UPZにおいては、国のガイドライン等に鑑み、緊急配布を基本に考えているため、事前配布率の目標設定を行うことは現在のところ考えておりませんが、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
5	(安定ヨウ素剤) 配布率を高める具体策として、以下の点を加えていただきたい。 ①国も言及している「薬局での配布」を早期に実施すること。 ②過酷事故になれば、UPZ外の住民も当然安定ヨウ素剤を求めると考えられ、混雑が予想される。事故時に住民、特に子ども達を放射能から守るという観点から、UPZ外の学校・公民館への備蓄を行うこと。 ③混雑を避けるためにも、UPZ外の希望する住民への事前配布を行うこと。	(考え方) 薬局での配布については、他地域での先進事例等を情報収集するとともに、本県での事前配布の状況を見ながら、必要性も含め両市及び関係機関と連携して検討していきます。 UPZ外では、西部総合事務所福祉保健局(米子保健所)、中部総合事務所、各県立病院に安定ヨウ素剤の備蓄を行っています。UPZ外の住民への安定ヨウ素剤の配布方法等に関しては、UPZ外における避難方法を踏まえて今後検討していきます。
6	(屋内退避) 「原子力防災ハンドブック」P9の屋内退避の効果の数値で、30分に1回換気した場合には、どのような低減率になるか示していただきたい。また、「令和3年版ハンドブック」には、このコロナ対策をした場合の低減率を表記していただきたい。	(考え方) 新型コロナウイルス感染症流行下における避難について、防護措置と感染症対策を双方のリスクを鑑み、可能な限り両立させ、県民の命・健康を守ることを最優先として防護措置を行うこととしています。 屋内退避の実施については、扉や窓の開閉等による換気は行わないことを基本としています。ただし、感染症流行下では、国又は県等から換気の指示があった場合(被ばく影響がないとき)に30分に1回程度の換気を行うこととしています。 ハンドブックへは原子力規制委員会の新たな科学的知見が公表された段階で記載しますが、換気を行った場合の低減率については、国において現時点決められていません。 ハンドブックの記載内容については毎年適宜修正等を行っており、引き続き最新の科学的知見等を取り入れ、修正を行っていきます。
7	(屋内退避) 現在のハンドブックの屋内退避の低減率も国の最新の報告に従って、表記を訂正していただきたい。	(考え方) 普及啓発を原子力防災対策の重要な柱と位置づけ県民の皆さんに被ばく防止対策、避難行動等を具体的に認識していただくよう、米子市、境港市等と連携して、引き続き、次の取り組みを行っていきます。 【普及啓発の主な説明会等】 ・原子力防災講演会 ・放射線に関する講演会 ・原子力防災現地研修会 ・避難先、避難経路確認訓練 ・出前説明会 さらに、ホームページや原子力防災ハンドブック(平成30年から県下全戸配布)を活用しながら、幅広く県民の皆さんに情報をお届けし、平時から、原子力災害時の避難方法(避難行動のあり方)を理解していただけるよう、今後とも、両市と連携を図りながら、しっかりと取り組んでいきます。
8	(広報) 現在の広報活動の実施状況では、避難計画が住民に理解されているとは考えられず、県が計画されている住民の「段階的避難」はできず、一度過酷事故が起きれば、道路は避難車両で大渋滞が発生することは容易に想像できます。住民への説明会の実施目標(回数・参加者数の目標)を表わし、計画的に実施することを明記していただきたい。	(考え方) 普及啓発を原子力防災対策の重要な柱と位置づけ県民の皆さんに被ばく防止対策、避難行動等を具体的に認識していただくよう、米子市、境港市等と連携して、引き続き、次の取り組みを行っていきます。 【普及啓発の主な説明会等】 ・原子力防災講演会 ・放射線に関する講演会 ・原子力防災現地研修会 ・避難先、避難経路確認訓練 ・出前説明会 さらに、ホームページや原子力防災ハンドブック(平成30年から県下全戸配布)を活用しながら、幅広く県民の皆さんに情報をお届けし、平時から、原子力災害時の避難方法(避難行動のあり方)を理解していただけるよう、今後とも、両市と連携を図りながら、しっかりと取り組んでいきます。

イ 地域防災計画に対する意見等

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
1	(避難先の確保) 新型コロナ対策で、現在何人分の避難先が不	(考え方) 本県では、UPZ内の自治会等を単位として、

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
	<p>足しているか明らかにしていただきたい。また、「県外の避難先」について、現時点では確保できているところはないと考えていいかお聞きしたい。</p>	<p>予め避難元地域と避難先地域のマッチングを行っていますが、感染拡大防止のため、1避難所の定員を少なくする等の措置により避難所が不足する場合には、改めて避難元及び避難先市町村と調整し、県内の予備的避難地域も活用しながら、避難所を決定することとしています。</p> <p>現時点、計画上の県内にある避難所で収容可能と判断しています。</p> <p>また、県内において避難先が確保できない場合は、広域の相互応援協定を活用しながら、関西広域連合、国、全国知事会等と調整を行い、避難所を確保します。こちらに関しては、原子力災害時に、当時の状況により調整を行うこととしており、具体的な避難所のマッチングを行っていません。</p>
2	<p>(避難退域時検査) 屋外での住民検査及び簡易除染時のバックグラウンド値等を明確に示していただきたい。この数値がはっきりしないと、避難者の被ばくを前提にした避難計画となる。</p>	<p>(考え方) バックグラウンド値は、検査場所の環境に変化があったかを知る上で重要な情報です。このため、バックグラウンドの上昇が測定された場合は、国の指示等に基づき、検査等を中止し、屋内退避を実施します。</p> <p>国のガイドラインに基づき当該記載をしておりますが、国としても発災時点での放射線による被ばくと感染症リスクを比較し、判断するものとして数値は変動するものとして固定的な数値は示していません。</p>
3	<p>(避難退域時検査) (P 8 1)避難退域時検査について車両の検査では乗員の検査の代用にはならないのではないかと。</p>	<p>(考え方) 避難退域時検査は、国の定めた要領に基づいて行います。</p> <p>一般的に放射性物質は、屋内退避していた住民の方の体表面よりも、屋外に置かれていた車両に多く付着しているものと考えられており、そのため、住民の方の代わりとして車両を検査します。</p>
4	<p>(避難退域時検査) 車両が汚染されている状況下では乗員は代表者の検査だけでは全員の安全は確認されないのではないかと。</p>	<p>(考え方) 自宅に屋内退避した家族等が自家用車により一緒に避難するときなど、概ね同じ行動をとった方については、まず代表者を検査します。代表者に放射性物質が付着していた場合、全員を検査します。</p>
5	<p>(避難退域時検査) 洗浄水や汚染物は原子力事業者が処理するとあるが具体的にどこでどのように処理するのか。</p>	<p>(考え方) 避難退域時検査によって生じる洗浄水等は、原子力事業者が責任をもって処理します。</p>
6	<p>(避難退域時検査) そもそも必死で逃げている住民は検査など突破するのではないかと。 その場合放射能による汚染が拡散するおそれはないかと。</p>	<p>(考え方) 地域防災計画では、住民は避難途中において避難退域時検査を受けていただくよう定めており、避難所においては避難者が到着した際、避難退域時検査を受けたことの証明(検査済証)を確認し、万一、検査を受けていない場合は、避難先地域に設置する避難退域時検査会場で検査を受けていただくこととしています。</p>
7	<p>(防災対策区域) 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)では原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は島根原発から30キロとされている。 しかし福島第一原発事故では半径30キロを超えて影響が出た。 このような事態は起こりえないかと。それとも想定外なのか。</p>	<p>(考え方) UPZ(5~30km圏内)の距離は、過酷事故を想定した国際基準をもとにして設定されていますが、UPZ外においては、プルームの通過後、万が一、一時移転が必要となっても、移転を実施するまでに十分な時間的余裕があるため、あらかじめ計画を策定する必要はないとされています。</p> <p>しかしながら、事態の進展によっては、計画を</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
		<p>超える地域での放射性物質による影響の可能性も全くないとは考えておらず、万が一、原子力災害が発生した場合は、UPZ外においてもプラントの状況等により判断して、UPZ内と同様の屋内退避等の防護措置を実施することとしています。</p>
8	<p>(防災対策区域) 福島第一原発事故の時も原発周辺で大渋滞が起きた。島根原発でメルトダウンが起きてPAZの住民が避難しているのにUPZの住民は自宅でじっと待っているなどと県は本気でそのようなことを考えているのか。 県はUPZの住民や外の住民の避難を止められるのか。 PAZの住民もUPZの住民も一斉に自家用車で避難したらどのようなことになるかと想定しているのか。それとも想定外なのか。</p>	<p>(考え方) 原子力災害対策指針では、全面緊急事態においてPAZは放射性物質の放出前に予防的に避難等を行うこととされています。UPZでは、まずは予防的に屋内退避を行うこととされています。 原子力災害時、住民の方は基本的に自家用車で避難することとなり、そのため複数の避難経路を設定しています。 また、UPZ全域の避難が必要となったときは、渋滞を避けるため弓ヶ浜半島を4つの区域に分け原発に近い区域から段階的に避難を行うように計画しています。 災害発生時の対策として、信号機の操作や交差点等での警察官の避難誘導を実施するほか、避難情報を道路情報板や原子力防災アプリ等により情報提供し、円滑な避難が行われるようにします。</p>
9	<p>(屋内退避) 屋内退避を行うというが、炎天下、窓も開けられず、停電で、水源地がブルームで汚染されれば水道も使用できず、どうやって屋内退避を行うのか。何万人も熱中症で倒れるがその場合県はどうするつもりか。</p>	<p>(考え方) 原子力防災ハンドブックでは、屋内退避や避難に備え、最低3日分の家族の食糧・飲料水を備えてもらうようお願いしています。 屋内退避の実施時には、熱中症に留意し、高温情報の適切な情報発信を行うこととしています。なお、空調管理のため内部循環式のエアコンを使用することは可能です。 また、必要に応じて国の支援により物資等を配布することとしています。</p>
10	<p>(資機材) (P40) 防災業務関係者の安全確保のための資機材や(P103) 感染症対策の資機材など、あれも準備しますこれも準備しますと空手形を乱発するのはいいが何ほどの程度必要か見積もっているのか。 その確保のめどはついているのか。</p>	<p>(考え方) 県では、原子力防災資機材を計画的に整備・備蓄を行っており、緊急時には、これら放射線防護資機材を用いて活動を実施します。 防災業務関係者の防護用資機材については必要数整備しています。感染症対策の資機材は、自然災害の対応として整備を進めていますが、不足数については発災時調達を行い、対応することを考えています。</p>
11	<p>(実動組織との連携) (P44、45) 第16節防災訓練等の実施等各所で、警察も消防もないのに自衛隊だけがわざわざ特記されている理由は何か。</p>	<p>(考え方) 地域防災計画では、災害対策基本法の規定に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、定期的に訓練を実施することとしています。 自衛隊のみならず警察、消防といった実動組織とも連携し、毎年度訓練を行っているところで、自衛隊と警察、消防等の他の実動組織との間で連携体制に相違はありません。</p>
12	<p>(避難車両等の確保) (P78) バスや福祉タクシーに要請するとあるが、島根原発で事故が起きて住民が避難しなくてはならない状況下で、メルトダウンが起きかかっているいつ被ばくするかもわからないPAZやUPZに、本当にバスや福祉タクシーが来るのか。 一体何台のバスや福祉タクシーが必要と想定しているのか。ガソリンはどれだけ必要か。それが確保できると確認したのか。</p>	<p>(考え方) 原子力災害時において、基準以上の被ばく線量が予想される場合には、民間事業者等に輸送業務を依頼せず、自衛隊等の実動組織の応援などにより行うこととしています。 また、運転士等の防災業務従事者の安全確保のための放射線防護資機材を整備するほか、放射線及び放射線防護についての知識の取得のための研修等の機会を提供してきています。 避難に必要となるバスや福祉車両、避難先等は</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
	特に要支援者の搬送車両、搬送先は確保できるのか。介護施設や老人病棟はどこに空きがあるのか。	協定等に基づき、必要数を確保することとしています。
13	<p>(その他)</p> <p>「体制の整備を図るものとする」、「必要な体制を整備するものとする」、「資機材等を整備するものとする」、「派遣手段を定めておくものとする」、「あらかじめ定めておくものとする」、等々のオンパレードだがこれは要するにまだ何もできていませんということか。これらの整備や定めは現時点でできているのかいないのか。できていなくても原発事故に対して県民の安全を保障できるのか。</p>	<p>【計画修正】(地域防 P33、96)</p> <p>国の防災基本計画に基づき、「防災計画等を見直し、備えを充実する」としており、臨機に対応する趣旨の記載でしたが、御意見を踏まえ、表現として分かりにくい面もあるため当該箇所を削除しました。</p> <p>(考え方)</p> <p>地域防災計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害等における県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的に策定しています。</p> <p>訓練等の結果に基づき、継続的に修正を行い、計画の実効性をさらに高めていきます。</p>
14	<p>(その他)</p> <p>(P 33) 「複合災害の発生可能性を認識し、防災計画を見直し」、(P 96) 「防災計画等を見直し、備えを充実する」とあるが、そもそもこの計画が防災計画なのではないか。防災計画で防災計画を見直すと計画する意味がわからない。</p>	
15	<p>(その他)</p> <p>計画の基本姿勢が間違っているのではないか。今の計画では国や中国電力の側に立った、というよりむしろ国や中国電力の下請けか手先のような計画である。</p> <p>県はあくまで県民の側、島根原発で事故が起きても確実に県民の安全を守れることを確認する、そうでないときは島根原発の稼働は認めないという大原則を計画の一番最初に明記すべきである。</p>	

ウ 広域住民避難計画に対する意見等

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
1	<p>(防護措置・防災対策区域等)</p> <p>(P 7) 最も厳しい状況であるUPZ全域に避難指示が出された場合とあるがそれより厳しい状況は起こらないのか。起こらないと判断する根拠は何か。</p> <p>(P 2、4) 「仮定条件」というがそれなら最悪を想定すべきではないか。こんなことだから想定外になるのではないか。</p>	<p>(考え方)</p> <p>県は、福島事故の教訓やIAEAの基準を基に、国が原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として定めたUPZ(概ね半径30km圏内)の範囲について、あらかじめ避難計画を定めています。</p> <p>この計画に基づき、災害時には国からの指示やモニタリング結果等を踏まえ、状況に応じて必要な防護措置を行うこととなりますが、万が一、UPZ外で防護措置が必要になった場合は現計画を変更・修正し、臨機応変に対応することを計画に定めており、また、UPZ外自治体等と毎年訓練を行っています。</p> <p>加えて、避難指示がない場合の計画外避難への対応についても計画に定めています。</p>
2	<p>(防護措置・防災対策区域等)</p> <p>(P 17) 計画外の避難が大規模に発生した場合は臨機応変の対応を行い住民などの被ばくをできるだけ避けるといいますが、あまりに無責任ではないか。</p> <p>島根原発事故が起きた場合、UPZ外の住民も大挙して一斉に避難することは十分想定される。</p> <p>そのような場合はどう対処するのか、対処できるのか、具体的に明記いただきたい。</p>	
3	<p>(防護措置・防災対策区域等)</p> <p>(P 7) 段階的避難が実施される、PAZ避難が完了した後、UPZ避難が実施される、近い区域から距離に応じて段階的に避難するとあるが非現実的ではないか。誰がどうやってそれを保証するのか。住民が一斉に自家用車で避難したらどうするのか。それとも想定外か。</p>	<p>(考え方)</p> <p>県では渋滞の低減、避難の走行時間の短縮を目的とし、県内を4区分に分け、段階的に避難を実施する方法を計画しており、この段階的避難等について積極的に普及啓発を行っています。</p> <p>今後も段階的避難の周知に努めてまいります。</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
4	<p>(避難時間) (P10) 避難指示までを24時間と仮定する根拠は何か。 実際の原発事故ではそのような時間的余裕はないのではないのか。その場合どうするのか。 各避難区域が5時間で避難を完了するという根拠は何か。20時間で避難を完了するというのはどのような計算に基づくものか。</p>	<p>(考え方) あくまでも計画上の設定時間として24時間と仮定したもので、実際には警戒事態に至った後の事故の進展には時間的余裕があると考えられます。 また、当県では平成26年に避難時間のシミュレーションを実施しており、その結果に基づき各区域が5時間毎計20時間でのUPZ内圏域からの避難実施を計画しています。</p>
5	<p>(避難時間) 20時間で避難完了などというが、山陰道や米子道は雪が降ればすぐ通行止めになる。 普段でも交通事故が1件起こっただけで何時間も通行止めになる。 まして原発事故でみなが必死に避難しているときは交通事故が多発することや、事故が起きても渋滞で事故現場にたどり着けないことは容易に想定されるが県はどう考えているのか。それでもなお何万台の避難車両をさばけるのか。それは具体的にどのような計算に基づくものか。</p>	<p>(考え方) 渋滞の対策として、複数の避難経路を設定し、段階的避難を行うこととしています。 また、信号機操作や交差点等での警察官の避難誘導を実施するほか、避難情報を道路情報板や原子力防災アプリ等により情報提供を行うこととしています。</p>
6	<p>(自家用車避難) (P11) 避難住民の90%が自家用車を使用し、1台当たりの乗車人員は2.5人と見積もる根拠は何か。結局車は何万台と見積もっているのか。それだけの車が一齐に避難したらどうなると想定しているのか。</p>	<p>(考え方) 避難時間のシミュレーション及び住民へのアンケートを基に避難住民の90%が自家用車避難、1台あたりの乗車人員を2.5人と見積もっています。 また、UPZ全域避難の際の自家用車の台数は約2万5千台を見積もっています。 県では、UPZ内を4区分に分け段階的に避難を行うことを計画しております。</p>
7	<p>(複合災害) (P14) 地震による影響は検討しないというのはあまりに無責任ではないか。被害状況を早期に把握し対応するからというのがこれまでの災害でそのようなことはできた例があるか。 原発事故が起こり避難が必要な状況で誰が被害状況を把握し対応するのか。 県はそのような状況下で建設業者にPAZやUPZに道路工事に行けと命令できるのか。</p>	<p>【計画に記載】(避難計画P14) 地震による道路等への影響については、避難開始前までに避難経路の偵察及び応急復旧等の対応を早期に行うことから、避難開始時には通行可能と想定する趣旨で記載していましたが、御意見に基づき、記載を見直しました。 (考え方) 地震が発生した段階で、道路管理者等と連携し速やかに避難経路等避難に支障をきたす場所の点検を実施することとしています。 また、避難経路が使用できない場合には、避難開始までに代替経路の設定や道路管理者等が道路啓開応急復旧を実施します。</p>
8	<p>(仮設住宅) (P50) 仮設住宅等への入居開始は避難開始後1か月をめどとし、完了は概ね6か月以内を目標とするのはどのような計算に基づくものか。そもそも何棟の仮設住宅等、何平米の用地が必要と想定しているのか。 その上で本当に実施できるめどはあるのか。</p>	<p>(考え方) 応急仮設住宅については、災害救助法に基づき、被災市町村からの避難者数情報及び要望調査等による必要推計戸数を把握した上で、災害発生から概ね20日以内に、1戸当たりを29.7㎡(標準規格)の仮設住宅や福祉仮設住宅(特別な配慮を要する者複数名入居可能)、共用施設(談話室・集会所)等も含めて着工し、概ね6ヶ月以内で必要となる仮設住宅を建設することを目標としています。</p>
9	<p>(その他) (P25等) 「バス、列車を待つ間の被ばくの防止に」「乗務員の防護対策に」留意するとあるが、具体的にはどうするのか。 (P28等) ケアに配慮する、障がいの特性に応じて伝達方法に配慮する、ボラン</p>	<p>(考え方) 住民の避難にあたっての留意事項として、放射性物質の付着防止を目的としたマスク・カップ等の着用を呼びかけています。 避難行動要支援者等の避難については、直ちに避難を行うことによる健康リスク等に配慮しつつ防護措置を行うこととしています。</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
	ティアの被ばく管理に留意する、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う、運転手等の安全確保に配慮するなどあるが、具体的にはどうするのか。	避難情報等の伝達については、様々な情報媒体を使用し伝達できるよう留意していきます。
10	<p>(その他)</p> <p>計画の文章に主語がない。何でもかんでも「やりますやります」と乱発しているが具体的には誰が、どのように実施するのか、そもそも本当にできるか検証した上で書いているのか。</p>	<p>(考え方)</p> <p>広域住民避難計画は、原子力災害対策特別措置法第5条に定める原子力災害についての災害対策基本法第4条第一項(都道府県の責務)の責務を遂行するため、災害対策基本法第40条により、地域防災計画(原子力災害対策編)に基づいて、原子力災害における住民避難の要領として作成した計画です。</p> <p>住民避難のために必要な具体的事項等については、個別避難計画を作成し、どのように対応・実施するのかという手順などを定めています。</p> <p>また毎年国・島根県・米子市・境港市・警察・消防等の実動機関等と連携した原子力防災訓練を実施して、避難計画を検証することで、その実効性を向上させ、対応できる体制を常に確保・構築することとしています。</p>

4 今後の予定

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)及び鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の修正案については、3月に開催する鳥取県防災会議において審議される予定です。

令和3年版鳥取県原子力防災ハンドブックの全戸配布について

令和3年3月2日
原子力安全対策課

令和3年版鳥取県原子力防災ハンドブックを作成しました。4月中に県内の全戸に配布します。

このハンドブックは、万一島根原子力発電所で原子力災害が発生した場合において、住民にとっていただきたい緊急時の対応のほか、日ごろの備え、放射線の基礎知識等を掲載します。

平成25年度に作成後、毎年度改訂を行っており、令和3年版も新たな知見等を反映するなどして、より分かりやすく内容を充実させています。

原子力災害時にはUPZ内（境港市全域及び米子市の一部）*から避難される住民を県内各市町で受け入れをお願いするところから、県内の全戸に配布するとともに、県の原子力防災アプリやホームページでも公開します。

※UPZ：原子力施設から概ね半径30kmの範囲を目安として定められた緊急防護措置を準備する区域。



1 主な改訂内容

(1) 新たに追加した内容

- ・新型コロナウイルス感染症感染防止対策の留意事項。

(2) 内容を充実した事項

- ・境港市の町名変更等を踏まえ、避難先一覧表の避難元地区名や避難所、避難退域時検査会場の情報を最新の内容（施設名・電話番号等）に修正。
- ・安定ヨウ素剤の事前配布について、最新の内容（米子保健所の追加）に修正。
- ・原子力防災アプリの利用促進のため、ダウンロード方法・QRコード等を表紙に追加。

※原子力防災アプリ：モニタリングなどの原子力防災に関する情報や住民避難に必要な避難経路や避難退域時検査会場などの情報をスマートフォン用のアプリで提供。

2 配布先等

原子力防災に関する県民への普及啓発と関係機関への周知のために配布等を行います。

(1) 配布先

- ・県内の全戸に市町村広報誌（3月号・4月号）と一緒に配布。（約19万戸）
- ・県内市町村にも広く配布し、庁舎や公民館等でも閲覧が可能。
- ・防災関係機関（警察、消防、報道機関等）等に配布。

(2) 配架先（入手先）

- ・県庁及び各総合事務所の窓口及び図書館に加え、新たに県内のローソン、ファミリーマート、ポプラ及びイオンなどにも配架して、誰でも閲覧や入手することが可能。
- ・原子力安全対策課のホームページにあるメールフォームから申込みいただければ郵送可能。

(3) その他

- ・今後、講演会や原子力防災現地研修会、防災士養成研修会などで活用。
- ・県の原子力防災アプリや原子力防災ホームページで公開。

URL: <http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=7637>

令和2年度鳥取県原子力安全顧問会議の開催結果について

令和3年3月2日
原子力安全対策課

県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画の修正案、並びに本県の放射線モニタリングの実施状況等について、専門的な観点から審議、確認いただくことを目的として、次のとおり原子力安全顧問会議を開催しました。

- 1 開催日時 2月25日（木）午後2時30分～午後4時
- 2 開催場所 県庁講堂（県庁本庁舎1階） Webによる会議

3 出席者

- (1) 鳥取県原子力安全顧問（17名中10名出席）
（占部顧問、藤川顧問、神谷顧問、富永顧問、片岡顧問、望月顧問、吉橋顧問、佐々木顧問、西田顧問、梅本顧問）
- (2) 知事、危機管理局長、原子力安全対策監、原子力安全対策課、原子力環境センター
- (3) 中国電力（長谷川島根原子力本部副本部長、藪根鳥取支社長 ほか）
- (4) 人形峠環境技術センター（八木環境保全技術開発部長 ほか）
- (5) オブザーバー（米子市、境港市、三朝町、県関係課、県警察本部 ほか）

4 議題等と主な意見

(1) 議題

- ① 県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正
新型コロナウイルス対策が反映されるなど、一定の実効性が認められることから了承された。
<主な意見>
○地域防災計画（原子力災害対策編）等は、今年度の原子力防災訓練で得られた教訓の他、国のガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症下の原子力防災に係る内容などが反映されているなど、一定の実効性が認められると評価できる。
○計画の実効性を高めていくには、新たな知見や訓練から得た教訓を反映するなど、継続的に修正していくことが必要であり、今後も訓練と検証を繰り返していただきたい。
- ② 令和2年度平常時モニタリング測定結果（第1～3四半期）の評価
了承された（測定結果より環境への影響は認められないと評価）。
<主な意見>
○測定結果が概ね平常の変動幅に入り、原子力施設による環境への影響は認められないと評価。
- ③ 令和3年度平常時モニタリング測定計画
了承された（測定内容で十分であると評価）。
<主な意見>
○モニタリングは、測定だけでなくその結果の解析評価も重要である。今後も測定結果を公開するとともに、測定結果の妥当性、透明性の確保をお願いしたい。また、国のモニタリングに関する検討状況を注視し、必要に応じて計画を見直すことが適当である。
- ④ 原子力防災対策（令和2年度結果、令和3年度予定）
了承された（非常に良くできていると評価）。
<主な意見>
○安定ヨウ素剤について、住民に正確な情報が伝わるよう留意してほしい。

(2) 報告事項

- ① 島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施状況（中国電力説明）
<主な意見>
○廃止措置第1段階は遅滞なく進んでいるが、現在実施している設備の汚染状況の調査結果について、今後丁寧な説明をお願いしたい。
- ② 人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画認可（人形峠環境技術センター説明）
廃止措置計画に対する顧問の技術的意見（県への助言）が確認された。
<主な意見>
○廃止措置計画に問題はないと思うが、自主的な改善の不断の努力を継続してほしい。

令和2年中の火災発生状況及び救急救助活動状況について

令和3年3月2日
消 防 防 災 課

令和2年中の火災発生・救急救助活動の状況は次のとおりでした。

1 令和2年中の火災発生状況（速報値であり、修正となる場合があります。）

(1) 火災発生件数

- ・発生件数 R1：219件⇒R2：177件（前年比△42件、約19%の減少）
- ・死者数 R1：10名⇒R2：8名（前年比 △2名、20%の減少）
- ・負傷者数 R1：27名⇒R2：20名（前年比 △7名、約26%の減少）

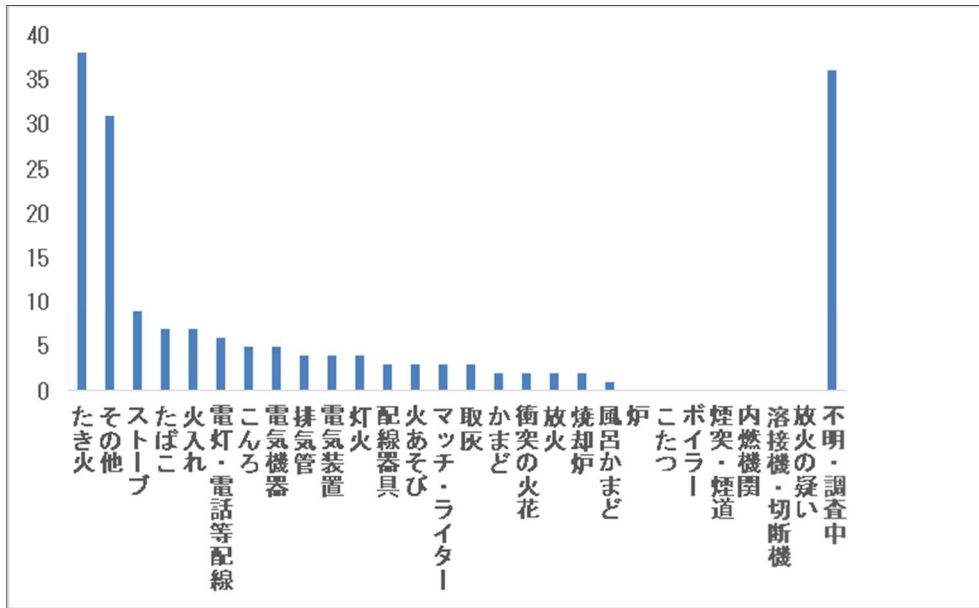
※出火の内容を見ると、建物火災の件数が39件（R1：115件⇒R2：76件、前年比約34%）と大幅に減少している。

	出 火 件 数							死 傷 者 数	
	合計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	死者	負傷者
1月	8	5	1	1	1				3
2月	12	9	1	1			1	4	4
3月	18	11		1			6		3
4月	17	5	1	1			10		
5月	16	2		3			11		1
6月	26	13	3	1			9	2	2
7月									
8月	25	10	1	1			13		3
9月	18	3		2			13		
10月	15	6		1			8	2	1
11月	12	6	1	2			3		2
12月	10	6		2			2		1
合計	177	76	8	16	1		76	8	20
令和元年	219	115	6	19	2		77	10	27
平成30年	223	100	9	17			97	6	38
平成29年	182	87	6	19	1		69	10	26
平成28年	219	120	9	18			72	12	41

※「その他」とは、建物、林野、車両、船舶、航空機以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、軌道敷、電柱類等の火災）である。

(2) 出火原因別火災件数

- ・出火原因別では、たき火（38件、約21％）の割合が全国割合（令和元年約8％）よりも著しく高くなっている。



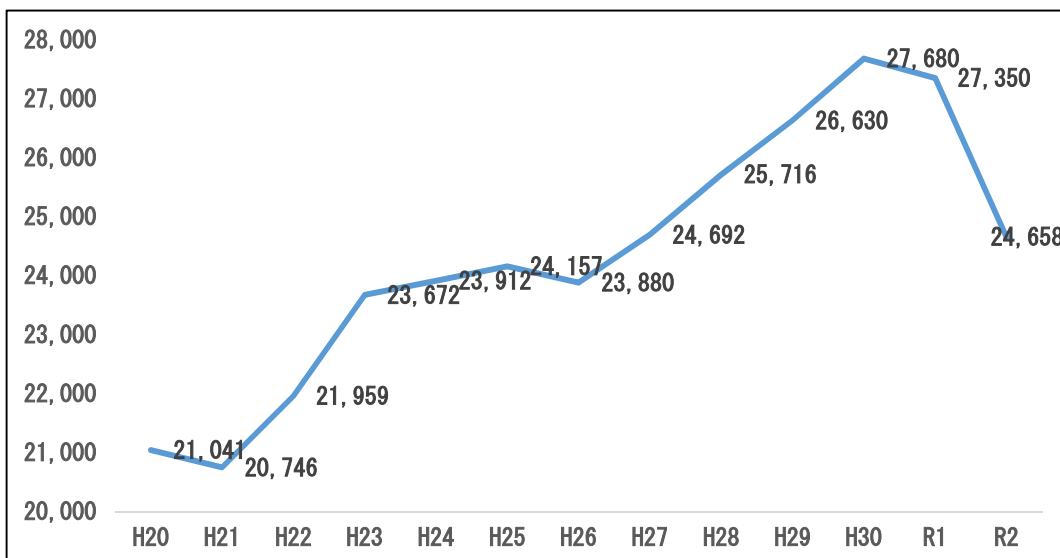
※「その他」とは、薪、枯草立木類、野積みのごみ等が焼損した火災である。

2 令和2年救急救助活動状況（速報値であり、修正となる場合があります。）

(1) 救急活動状況

- ・件数 R1：27,350件⇒R2：24,658件（前年比△2,692件、約10％の減少）
- ・搬送人員 R1：25,771名⇒R2：23,303名（前年比△2,468名、約10％の減少）
- ※救急搬送件数については、近年増加が続いていたが、令和元年に「とっとりおとな救急ダイヤル（＃7119）」開始等の影響で減少に転じ、令和2年に大幅に減少した。
- ※救急搬送の内容を見ると、急病、交通事故及び運動競技による搬送件数が大きく減少している。
- 急病 R1：17,940件⇒R2：16,008件（前年比△1,932件、約10％の減少）
- 交通事故 R1：1,634件⇒R2：1,336件（前年比△298件、約18％の減少）
- 運動競技 R1：254件⇒R2：128件（前年比△126件、約50％の減少）

ア 救急活動件数の推移（件）



※上段（ ）内は令和元年数値。

イ 救急活動状況（件）

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
合 計	(2,461)	(2,108)	(2,208)	(2,237)	(2,215)	(2,031)	(2,409)	(2,536)	(2,209)	(2,229)	(2,248)	(2,459)	(27,350)	
	2,307	2,008	2,015	1,801	1,747	1,889	1,929	2,322	2,102	2,144	2,056	2,338	24,658	
火 災	8	11	10	12	13	14	7	11	12	5	10	10	123	
自 然 災 害	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	4	
水 難	0	1	0	3	4	4	4	7	5	2	3	7	40	
交 通 事 故	107	100	113	81	80	101	98	133	132	118	149	124	1,336	
労 働 災 害	16	10	28	19	13	10	27	26	24	25	20	32	250	
運 動 競 技	9	9	4	2	6	22	15	18	13	15	11	4	128	
一 般 負 傷	357	319	293	298	274	284	285	292	293	361	349	403	3,808	
加 害	6	3	6	2	4	3	3	7	2	6	3	3	48	
自 損 行 為	20	15	12	12	14	11	18	25	32	18	17	23	217	
急 病	1,539	1,335	1,328	1,168	1,142	1,213	1,251	1,577	1,343	1,364	1,282	1,466	16,008	
そ の 他	転院搬送	234	185	204	192	185	212	205	207	237	215	200	247	2,523
	医師搬送	2	3	5	3	6	6	6	9	4	4	6	7	61
	資機材等輸送	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	4
	そ の 他	8	17	11	9	5	9	10	10	2	10	6	11	108

ウ 搬送人員（人）

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
合 計	(2,294)	(1,972)	(2,084)	(2,111)	(2,099)	(1,919)	(2,271)	(2,393)	(2,078)	(2,114)	(2,126)	(2,310)	(25,771)	
	2,192	1,901	1,898	1,714	1,647	1,778	1,842	2,194	1,967	2,030	1,960	2,180	23,303	
火 災	2	5	4	0	0	2	0	2	0	1	2	3	21	
自 然 災 害	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	
水 難	0	0	0	3	4	3	0	2	0	1	1	1	15	
交 通 事 故	115	98	115	87	77	96	100	144	135	119	149	119	1,354	
労 働 災 害	15	11	28	19	13	10	29	26	24	25	22	31	253	
運 動 競 技	10	9	5	2	7	22	15	18	13	15	11	4	131	
一 般 負 傷	346	305	283	287	262	265	278	283	282	344	337	386	3,658	
加 害	5	3	3	2	3	3	3	6	0	5	2	2	37	
自 損 行 為	15	11	8	6	9	7	12	20	16	13	10	14	141	
急 病	1,449	1,277	1,249	1,118	1,085	1,159	1,201	1,486	1,265	1,293	1,226	1,371	15,179	
そ の 他	転院搬送	234	182	203	190	185	211	204	207	232	214	200	245	2,507
	医師搬送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資機材等輸送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	5

(2) 救助活動状況（件） ※上段（ ）内は令和元年数値。

ア 救助出動件数（件数）

- ・救助出動件数 R1：384件⇒R2：333件（前年比△51件、約13%減少）
- ・救助人員 R1：260名⇒R2：210名（前年比△50名、約19%減少）
- ・火災（R1：43件⇒R2：27件）及び建物等による事故（R1：45件⇒R2：24件）が大きく減少した。

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合 計	(23)	(25)	(35)	(35)	(33)	(34)	(21)	(50)	(35)	(28)	(35)	(30)	(384)
	24	27	35	28	16	34	20	39	29	23	29	29	333
火 災	1	4	1	3	0	5	0	2	4	2	2	2	26
交 通 事 故	14	13	11	13	10	14	9	20	13	8	12	15	152
水 難 事 故	0	2	6	4	1	5	3	6	7	0	4	4	42
風 水 害 等 自 然 災 害	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
機 械 による 事 故	0	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	6
建 物 等 による 事 故	1	3	5	2	4	5	0	0	0	2	1	1	24
ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破 損 事 故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 事 故	8	4	7	6	1	5	7	10	5	10	10	6	79

イ 救助人員（人）

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
	(14)	(15)	(17)	(27)	(23)	(28)	(13)	(41)	(21)	(16)	(29)	(16)	(260)
合 計	19	10	20	16	15	16	9	23	15	13	21	13	190
火 災	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
交 通 事 故	11	2	6	7	9	9	4	14	12	2	9	9	94
水 難 事 故	0	1	3	2	1	2	0	2	0	0	1	0	12
風水害等自然災害	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
機械による事故	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
建物等による事故	1	2	2	1	4	2	0	0	0	1	1	1	15
ガス及び酸欠事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破 損 事 故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 事 故	7	1	3	6	1	2	5	7	3	9	10	3	57